

高齢者減免の年齢基準の見直し

1. 対象施設（いずれの施設も規則規定）

【貸館施設】60歳以上平日昼間5割減免

- 文化振興：音楽ホール、文化会館
産業労働：産業振興センター、労働福祉会館
スポーツ：伊丹スポーツセンター※、緑ヶ丘体育館、稲野公園運動施設、ローラースケート場
※トレーニング室、室内プールは60歳以上全日5割減免
教育施設：北部学習センター、生涯学習センター、図書館、中央公民館
啓発施設：男女共同参画センター、人権啓発センター

【展覧施設】60歳以上平日5割、65歳以上全日5割減免

- 文化振興：伊丹ミュージアム
公園施設：昆虫館
子育て：こども文化科学館

サンシティホール、神津福祉センターは老人福祉法に基づく老人福祉センターであり、同法に60歳以上無償が規程されている。

2. 改正方針

種別	現状	改正後
貸館施設	60歳以上平日昼間5割	65歳以上平日昼間5割
展覧施設	60歳以上平日5割 65歳以上全日5割	60歳以上平日5割 65歳以上全日5割

※展覧施設内の貸室は貸館施設に準拠

3. 経過措置の設定

既存の減免利用者の急激な負担増加に配慮し、経過措置として、R9年4月から毎年1歳ずつ計5年間、減免対象年齢を段階的に引き上げ。

◆減免対象者のイメージ							経過措置部分
S37年生	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
S38年生	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳
S39年生	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳
S40年生	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳
S41年生	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳
S42年生	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
減免年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	➡